

## 「芳賀・宇都宮 L R T 停留場名称検討委員会」の設置について

## 1 設置の目的

- ・ 現在の停留場名称は、主に最寄りのバス停の名称等からつけた仮称であることから、開業に向けて正式名称を決定していく必要があり、より多くの町民・市民のマイレール意識を醸成し、末永く愛される L R T とするため、その位置を分りやすく示すとともに利用者や地域から親しまれる停留場名称の検討を行う「芳賀・宇都宮 L R T 停留場名称検討委員会」を設置するものである。

## 2 経過

- ・ 令和元年 8 月 26 日 第 23 回 芳賀・宇都宮基幹公共交通検討委員会  
⇒ 名称検討委員会を設置して、停留場の正式名称を検討していくことを報告

- ・ 令和元年 11 月 27 日 第 1 回 芳賀・宇都宮 L R T 停留場名称検討委員会

## 【議 題】

- (1) 名称選定に係る基本的な考え方について
- (2) 名称候補選定基準について
- (3) 検討フローについて

## 3 委員会における主な意見

(1) 基本的な考え方について **資料 4-2**

- ・ 現在、仮称である「ベルモール前」、「作新学院北」、「本田技研北門」などは、公共施設の名称にするのか、あるいは民間企業の名称にするのか。これらの名称を変えた場合には、利用者にとって、分りやすくなるのかと相反する問題があるとともに公平性の問題もあることから、慎重に議論を進めていただきたい。

(2) 名称候補選定基準について **資料 4-3**

- ・ この 7 つの基準で考えたときに民間企業の名前が選定し難いのではないか。  
例えば、 J R 宇都宮駅から本田技研に行く利用者は、(仮称)「本田技研北門」を指して行く訳であるが、もし地名にした場合は、「下高根沢」となり利用者にとって分りづらいのではないか。
- ・ 留意事項の中に、「③特定の個人や法人(団体を含む。)への利益になるような名称は避ける」とあり、ネーミングライツとの関係性を整理しておかないと課題が残るのではないか。この記載を残したままネーミングライツを導入するのは難しいと考える。

(3) 検討フローについて **資料4-4**

- ・ 停留場は街のシンボルになることから、工程を早めていただきたい。ほとんどの停留場の名称は地名や公共施設の名称であることから、課題となる停留場名称は限られていると考える。

(4) その他 **参考資料1**

- ・ 壁面の利活用の進行状況についても名称検討委員会で報告していただき、壁面の利活用とLRT停留場名称選定の関連性を持たせるべきと考える。

# 第1回 芳賀・宇都宮LRT停留場名称検討委員会

日時：令和元年11月27日（水）午前9時30分～

場所：中央生涯学習センター 601大ホール

## 次 第

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 「芳賀・宇都宮LRT停留場名称検討委員会」の設置について資料4-1
- 4 議 題
  - (1) 名称選定に係る基本的な考え方について・・・資料4-2
  - (2) 名称候補選定基準について・・・資料4-3
  - (3) 検討フローについて・・・資料4-4
- 5 そ の 他
- 6 閉 会

---

### 〔配布資料〕

#### 次第・名簿

資料4-1	「芳賀・宇都宮LRT停留場名称検討委員会」の設置について
別紙1	LRT停留場位置図
別紙2	芳賀・宇都宮LRT停留場名称検討委員会設置要綱（案）
資料4-2	名称選定に係る基本的な考え方（案）について
資料4-3	名称候補選定基準（案）について
別紙3	駅名選定に係る事例
資料4-4	検討フロー（案）
参考資料1	停留場整備に係る検討事項及び検討組織

## 芳賀・宇都宮 L R T 停留場名称検討委員会の設置について

## 1 設置の目的

- ・ L R T 事業の優先整備区間である J R 宇都宮駅東側については、令和 4 年 3 月の開業を目指して、整備を進めているところであり、本年度は、停留場の整備や車両の製造を行う予定である。
- ・ そのような中、現在の停留場名称は、主に最寄りのバス停の名称等からつけた仮称であることから、開業に向けて正式名称を決定していく必要があり、より多くの町民・市民のマイレール意識を醸成し、末永く愛される L R T とするため、その位置を分かりやすく示すとともに利用者や地域から親しまれる停留場名称の検討を行う「芳賀・宇都宮 L R T 停留場名称検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置するものである。

## 2 検討対象

芳賀・宇都宮 L R T 事業における優先整備区間に設置する 19 か所の停留場の正式名称について検討を行う。 **別紙 1** 参照

## 3 検討事項

- ・ 名称の考え方に関すること。
- ・ 名称候補の選定基準に関すること。
- ・ 名称候補選定に係る町民・市民参加の方法に関すること。
- ・ 名称の検討結果を軌道整備事業者である芳賀町及び宇都宮市に提案すること。
- ・ その他名称候補選定に関し必要な事項に関すること。

## 4 検討組織

「芳賀・宇都宮 L R T 停留場名称検討委員会設置要綱」 **別紙 2** 参照

## 【参考】名称検討事例

路線名	名称決定方法
仙台市東西線 (H27 年 12 月)	「駅名検討委員会」において討議し、鉄道事業者（仙台市交通局）が決定
名古屋市桜通線 (H23 年 3 月)	「駅名称等検討委員会」において討議し、鉄道事業者（名古屋市交通局）が決定
富山都心線 (H21 年 12 月)	「電停名称選定委員会」において討議し、軌道整備事業者（富山市）が決定
福岡市七隈線 (H19 年 3 月)	鉄道事業者（福岡市交通局）作成の駅名案に対する市政モニターのアナケートを参考に、鉄道事業者が決定
大阪市今里筋線 (H18 年 12 月)	鉄道事業者（大阪市交通局）作成の駅名案に対する地元意見を参考に、鉄道事業者が決定



## 芳賀・宇都宮LRT停留場名称検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 芳賀・宇都宮LRT事業により新たに整備される停留場の名称（以下「名称」という。）を検討するため、芳賀・宇都宮LRT停留場名称検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、前条の目的に従い、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 名称の考え方に関すること。
- (2) 名称候補の選定基準に関すること。
- (3) 名称候補選定に係る町民・市民参加の方法に関すること。
- (4) 名称の検討結果を軌道整備事業者である芳賀町及び宇都宮市に提案すること。
- (5) その他名称候補選定に関し必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、別表第1に掲げる委員で組織することとし、市長が委嘱する。

- 2 有識者委員の任期は、委嘱の日から検討終了の会議の日までとする。
- 3 地域委員、行政委員、軌道運送事業者委員は、委嘱の日から検討終了の会議の日までとし、委嘱された時における当該職又は身分を失ったときは、その職を失う。
- 4 欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会には、委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又はやむを得ず欠席するときは、その職務を代理する。

### (オブザーバー)

第5条 委員会には、別表第2に掲げるオブザーバーを置く。

### (会議)

第6条 委員会は、必要に応じて、委員長がこれを招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要に応じて、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、宇都宮市建設部LRT企画課、芳賀町建設産業部都市計画課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和元年11月27日から施行する。

別表第1（第3条関係）

	氏名	役職等
有識者委員	古池 弘隆	宇都宮共和大学特任教授
	橋本 澄朗	宇都宮市文化財保護審議委員会委員長
	鎌田 美千子	宇都宮大学准教授
地域委員	大森 幹夫	今泉地区コミュニティ協議会会長
	塩竈 修一	峰地区まちづくり推進協議会会長
	植木 稔	陽東地区まちづくり協議会会長
	吉澤 恭一	平石地区まちづくり協議会会長
	直井 重信	清原地域振興協議会会長
	廣田 靖	芳賀町自治会連合会会長
行政委員	鎌田 秀一	宇都宮市副市長
	古谷 一良	芳賀町副町長
軌道運送事業者委員	中尾 正俊	宇都宮ライトレール株式会社常務取締役

別表第2（第6条関係）

オブザーバー	東日本旅客鉄道株式会社大宮支社
	関東自動車株式会社
	ジェイアールバス関東株式会社



## 名称選定に係る基本的な考え方（案）について

### 1 名称選定に係る基本的な考え方

#### (1) 名称の前提

- ・ 停留場の名称は、LRT利用者が乗降する場所を示すものである。
- ・ 停留場の名称は、芳賀町・宇都宮市が設置する公共施設の名称である。

#### (2) 名称として求められるもの

- ・ 町民・市民や利用者に対して、その場所を分りやすく示す明示性
- ・ 公共施設としての公平性
- ・ 長期間継続的に使用していく永続性

### 【参考】

#### 1 鉄道駅の名称について

##### (1) 駅の所在地名（地名）

JR宇都宮線「大宮」, 「小山」, 「宇都宮」など

⇒ 都市間移動の手段である鉄道駅名称においては、駅の所在地名（地名）が駅名となっている事例がほとんどである。

##### (2) 公共施設、歴史的な施設名称

JR京葉線「葛西臨海公園」, 東京メトロ千代田線「国会議事堂前」,

JR常磐線「偕楽園」, 東京メトロ千代田線「明治神宮前」など

##### (3) 既設駅名

JR京浜東北線「南浦和」, JR青梅線「西立川」など

#### 2 軌道停留場の名称について（公設公営）

##### (1) 停留場の所在地名（地名）

札幌市電「西八丁目」, 鹿児島市電「谷山」など

##### (2) 公共施設、歴史的な施設名称

熊本市電「市役所前」, 「熊本城前」, 函館市電「五稜郭公園前」など

##### (3) 既設駅名

熊本市電「上熊本」, 東京都電「王子駅前」など

## 名称候補選定基準（案）について

1 名称候補選定基準について **別紙 3**参照

停留場の名称選定には、名称として求められる場所を示す明示性や公共施設として長期間継続的に使用していく永続性を踏まえた選定基準が必要である。

このようなことから、**資料 4 - 2**の名称選定に係る基本的な考え方を踏まえるとともに、他都市の事例を参考にしながら、名称候補選定基準を次のとおりとする。

- ・ 停留場所在地の町名
- ・ 停留場が所在する地域を表す名称
- ・ 停留場近辺の公共施設の名称
- ・ 停留場近辺の歴史的・文化的施設の名称
- ・ 停留場近辺の交差点の名称
- ・ 停留場近辺の鉄道駅の名称
- ・ 上記名称等と位置関係の分かる文言（方角等）とを組み合わせた名称

**【留意事項】**

- ① 難読名称は避け、読みやすい名称とする。
- ② 間違いやすい名称や長い名称は避ける。
- ③ 特定の個人や法人（団体を含む。）への利益につながるような名称は避ける。

## ※ ネーミングライツの導入について

芳賀町・宇都宮市では、公共施設の有効活用による新たな財源確保の観点から、L R T 停留場名称に係るネーミングライツの導入について検討を行っていることから、名称検討委員会において選定される名称候補とネーミングライツとの関係性などを整理するとともに、今後、名称検討委員会からネーミングライツについて助言をいただく予定である。

## 駅名選定に係る事例

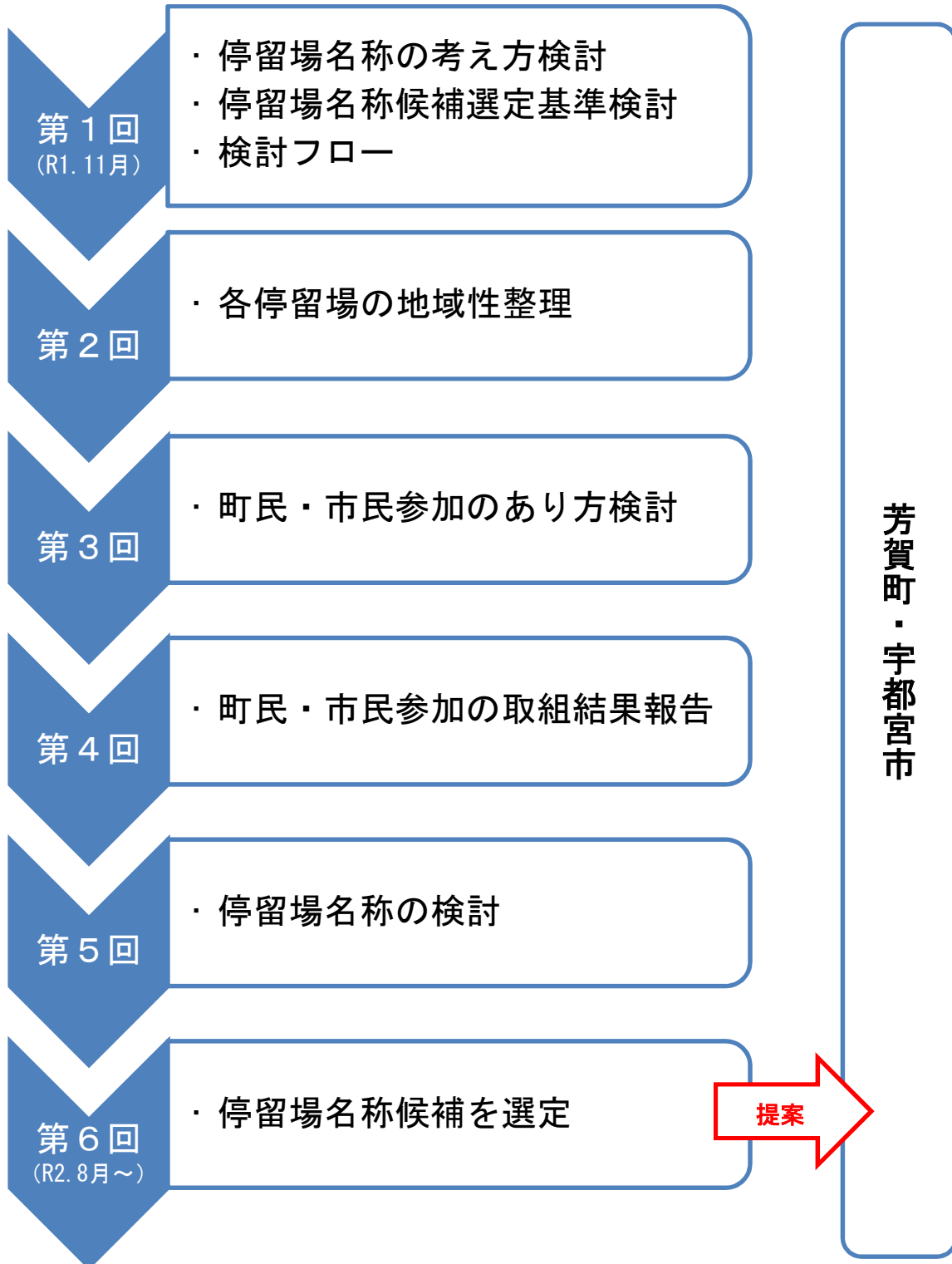
第1回芳賀・宇都宮LRT  
停留場名称検討委員会資料

路線名	選定基準
仙台市東西線	<p>(1)次の名称のうち、いずれか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・駅所在地や周辺の町名又は字名</li> <li>・駅付近の公共施設名</li> <li>・地域の名所旧跡、山河、通りの名称、公園など</li> <li>・上記地名等と位置関係のわかる文言（方向等）と組み合わせた名称</li> </ul> <p>(2)難読名称は避ける。</p> <p>(3)長い名称は避ける。</p> <p>(4)複数駅で類似した名称は避ける。</p> <p>(5)特定の個人や団体への利益につながるような名称は避ける。</p>
名古屋市桜通線	<p>(1)駅の所在地を表示するにふさわしい名称</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・代表的な町名又は字名</li> <li>・町名又は字名を総括するような名称</li> <li>・歴史的な意義のある地名で、現在も知られている名称</li> <li>・地域を表する通称として広く親しまれている名称</li> </ul> <p>(2)利用者に対して案内表示効果が大きい名称</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・駅の付近にある公共的又はそれに準ずる施設又は場所の名称</li> <li>・他の交通機関の駅の名称</li> </ul> <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発音しやすい</li> <li>・間違いやすい名称は避ける</li> <li>・読みやすい</li> </ul>
富山都心線	<p>(1)電停の所在地</p> <p>(2)電停付近の公共施設、著名な施設、建築物名に「前」をつけたもの</p> <p>※富山市が停留場名（案）を事前に作成し、それをベースに選定委員会において決定</p>
福岡市七隈線	<p>(1)第一の基本として駅舎の所在地及び駅舎に面する公称地名</p> <p>(2)他の交通機関（電車・バス）の駅名</p> <p>(3)駅舎に近在し、広く一般に認知された公共施設名等</p>
大阪市今里筋線	<p>(1)次の項目を総合的に判断し、地元の意見も考慮した駅名とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・駅の所在地</li> <li>・地上の交差点名</li> <li>・周辺の有名な公共施設名</li> <li>・付近の鉄道駅名</li> <li>・地上のバス停留所名</li> <li>・地域住民に親しまれている呼び名等</li> </ul> <p>※なお、駅が2つの地域の境界に位置し、地元からの要望がある場合は、2つの地名を複合させた名称とし、駅の大部分が所在している地名を先に表記することとする。</p>

- 【凡例】
- |  |  |
|--|--|
| <span style="background-color: #f8d7da; border: 1px solid #f5c6cb; padding: 2px;">所在地・地域等名称</span> | <span style="background-color: #d4edda; border: 1px solid #c3e6cb; padding: 2px;">公共施設名称</span>          |
| <span style="background-color: #d1ecf1; border: 1px solid #bee5eb; padding: 2px;">歴史的施設名称</span>   | <span style="background-color: #fff3cd; border: 1px solid #ffeeba; padding: 2px;">既存駅・バス停名称</span>       |
| <span style="background-color: #fff3cd; border: 1px solid #ffeeba; padding: 2px;">交差点名称</span>     | <span style="background-color: #d1ecf1; border: 1px solid #bee5eb; padding: 2px;">方角等の文言を組み合わせた名称</span> |

※ ゴシック調の部分については、留意事項として参考としたもの

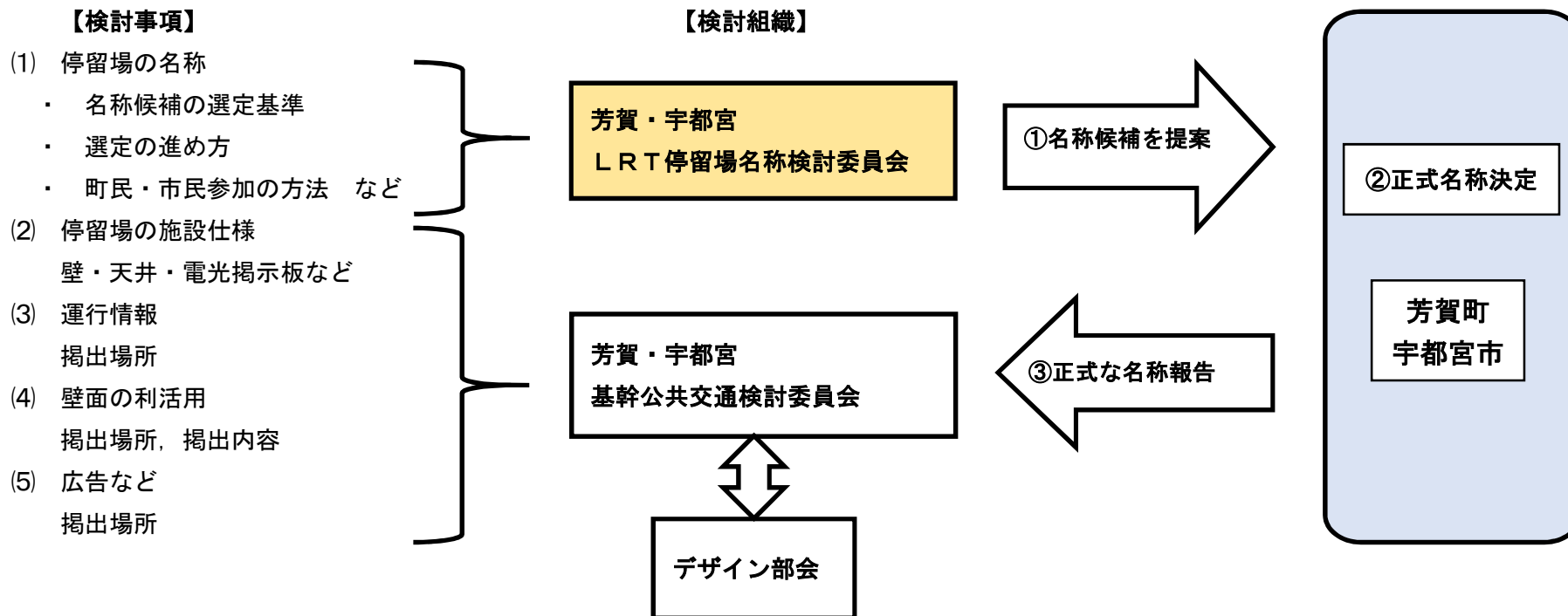
## 検討フロー（案）



# 参考資料 1

第1回芳賀・宇都宮LRT  
停留場名称検討委員会資料

## 停留場整備に係る検討事項及び検討組織



### 【停留場のイメージ図】(相対式)



# 分かりやすさか、公共性か

## 宇都宮で検討委

【宇都宮】芳賀・宇都宮LRT（次世代型路面電車）停留場名称検討委員会の27日の初会合では、停留場の公共施設としての公平性と、広く知られた民間施設の名称を使うことの分かりやすさなどを巡って議論があった。二律背反になりかねないテーマだけに次回以降、議論が続く。

（山崎一洋）



LRT停留場名称について議論した検討委

## LRT停留場名称

### 両立難しく議論継続へ

市は、駅名選定の県外先進事例を踏まえ、選定基準案留意事項として、特定の個人や法人の名称を冠するようなものは避ける、との項目を示した。

沿線のホンダや大型商業施設ベルモールを念頭に、委員の一人は「企業名を全く入れないのか。企業名を外しその場所の地名にすることで、逆に分かりにくいのか」と指摘。民間に公共施設の命名権を有償提供するネーミングライツの活用について市は検討しているが、整合性を問う声も

あった。古池弘隆委員長は「公共性や分かりやすさと、ネーミングライツを両立させる

のはある意味で難しい」と話した。席上、市に対し、名称決定への市民参加の在り方も含めて考え方を整理

するよう求め「次回以降、さまざまな議論を重ねていきたい」と述べた。市担当者も停留場名称の

公共性、永続性などを考慮し「メインの名称を決め、企業名を含め副の名称を取り入れるといった方法もある」とし、論点を整理し検討委に提示する考えを示した。